

## 国立研究開発法人国立環境研究所契約監視委員会（第11回）議事概要

1. 日時：平成28年6月20日（月）15:00～17:00

2. 場所：AP秋葉原1階O会議室

3. 出席者：野村委員長、小林委員、天野委員、西山委員、古米委員

### 4. 議事概要

#### (1) 委員長及び委員長代理の選出について

新たな任期での最初の委員会のため、契約監視委員会設置要領第4条第1項の規定に基づき、互選による委員長の選出が行われ、野村委員が推薦により委員長に選出された。

また、同条第3項の規定に基づき、野村委員長の指名により古米委員が委員長代理に選出された。

#### (2) 前回議事概要の確認について

事務局より前回契約監視委員会の議事概要について説明が行われた。

#### (3) 平成27年度の契約の状況について

事務局から平成27年度の契約の状況総括表について説明が行われた後、随意契約、契約審査委員会審査案件、関連公益法人との契約について説明が行われた。

各委員からの主な意見は次のとおりである。

##### ① 平成27年度に締結した随意契約の随意契約理由及び随意契約基準について

資料2-3「平成27年度随意契約案件に対する契約審査委員会審査一覧」に掲載されている随意契約理由と該当随契基準が合致していないものが多々あるように見受けられるため、よく精査して適切な随契基準を選択すべき。

随意契約理由についても、業務内容が冗長に書かれている一方、随意契約とならざるを得ない理由が「業務を遂行する上で〇〇といった知見及び経験が必要であるが、選定事業者はこれらの条件を満たす唯一の相手である」、「選定事業者は比類ない知見を有している」など、どういったところが条件を満たしているのか、比類ない知見が一体何なのかについて具体的に書かれていないものが散見される。随意契約理由について、業務内容はコンパクトに、かつなぜ随意契約なのかについては具体的に記載すること。

##### ② 著作権を理由に随意契約を締結している契約について

著作権上の権利侵害の恐れがあるとして以前より随意契約を締結している契約について、ある時点から著作者人格権の行使を放棄させるような場合には、双方の話し合いにより著作権の整理を行った上でその結果を次回の契約の際に契約書等に明記しておいた方がよい。

#### (3) 平成27年度国立研究開発法人国立環境研究所調達等合理化計画に対する自己評価及び平成28年度

## 国調達等合理化計画案について

事務局から平成27年度国立研究開発法人国立環境研究所調達等合理化計画に対する自己評価及び平成28年度国調達等合理化計画案について説明が行われた。各委員からの主な意見は次のとおりである。

### ① 平成27年度国立研究開発法人国立環境研究所調達等合理化計画に対する自己評価について

資料3-1「平成27年度国立研究開発法人国立環境研究所調達等合理化計画に対する自己評価について」において、コンプライアンス研修及び事務説明会にかかる実施状況が書かれているが、研修参加者数しか書かれておらず、研修受講対象者全体数が書かれていないため、どの程度の受講率だったのかわからず評価ができない。研修参加対象者数を記載した上で自己評価すべきである。

物品購入や賃貸借に後年度に見込まれる保守業務を合わせ、一者応札の改善や調達コストの縮減ができるか検討を行った内容について、契約期間内に無償保証の部分があり、費用発生がないからといって契約上、何ら難しいことはない。必ず発生すると見込まれる保守費用を含めて見積もるのであって、一部の事業者によっては1年目は無償と言ってくるところがあるかもしれないが、それは本質とは関係のないことである。生涯コストとして、イニシャルコストだけでなく、付随する定期保守のコストも含めて一番安いものを選択するというを指摘しているのであって難しさはない。よく検討すべきである。

### ② 平成28年度国立研究開発法人国立環境研究所調達等合理化計画案について

調達等合理化計画案の重点的に取り組む分野について、総務省からの策定要領を見ると具体的な分野を設定することが求められていると見受けられるが、現状の書きぶりでは「研究開発等の役務および研究機器等の物品に係る調達」と漠然としすぎており、研究所内で具体的なイメージを誰も持たないように感じられることから、分野を特定した書き方とすべきではないか。

入札可能性調査について、実施後の妥当性等のみ検証するとしているが、対象業務の選定段階においても検証する必要があるのではないか。

今後、当該計画で実施する取組が増加していくものと考えられることから、これまでの取組の中で成果が上がってきて優先度が下がったものについては除外するような書きぶりも必要ではないか。

調達物品の全品検収について「原則すべて調達担当職員等が検収を行うこととする。」となっているが、「原則」を削除すること。

## (4) 一者応札・応募等事案のフォローアップについて

事務局から資料に基づき、平成27年10月1日から平成28年3月31日までに研究所が公告した案件のうち、前年度（複数年契約を行っている案件については前回契約）に引き続き一者応札・応募となった17件について総括的に説明が行われた後、「一者応札・応募等事案フォローアップ票」の審議を行い、契約監視委員会のコメント付けが行われた。委員からの主な意見は次のとおりである。

- ① 落札率がほぼ100%となっている契約がほとんどであり、談合を疑われてもおかしくはない。こういうことが結果として出ているから一者応札が疑われるのであり、工夫する必要がある。予定価格の欄に算定根拠（例えば市場調査、参考見積もりなど）を入力するように。また、開札での札入れの回数などの情報も記載してはどうか。
- ② フォローアップ票の「⑥業者等からの聴き取り」について、不参加の理由を問い合わせても聴取できなかった契約は「不参加の理由を聴取した」という表現は誤りであるので修正すべき。
- ③ 今回、新たに一者応札・応募案件一覧に記載された契約が一律に「2」（入札公告の周知拡大、業務準備期間の十分な確保、入札方法の多様化に努める。）とされているが、一般的に公告期間を20日以上取っていれば十分評価できると考える。内容的に特別な欠点がないものについては「2」ではなく「3」（引き続きこれまでの取組を実施するとともに、調達等合理化計画を着実に推進しつつ、更なる改善について検討を行う。）とすべき。
- ④ 入札不参加アンケートについて、入札説明書等をダウンロードした者のうち不参加であった者からアンケート結果を100%出させることを目標にしている機関もある。国環研も強力にアンケート結果を聴取するよう努力すべき。

以上